

○鹿児島大学共通教育科目試験等規則

平成16年4月1日

規則第142号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学共通教育科目履修規則(平成16年規則第115号)第10条第2項の規定に基づき、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験等の受験資格)

第2条 試験等は、授業科目の授業総時数の3分の2以上出席した場合に限り、受験することができる。ただし、授業総時数の3分の2以上出席していない場合であっても、担当教員が特に必要と認めたときは、補講を受講した上で受験することができるものとする。

(単位の認定)

第3条 授業科目を履修した学生に対しては、シラバスに記載された学習目標の達成度を評価するため、当該科目の成績評価基準に基づき試験等を行い、合格した者に単位を認定する。

(方法)

第4条 試験等は、筆記試験、小テスト、レポート、実技及び作品等の方法により総合的に行う。

(成績の評価)

第5条 成績の評価は、評点又は評語をもって表し、可否の認定は、次の基準によるものとする。ただし、成績の報告は評点で行う。

| 学習達成度 | 評点 | 評語 | 認定 |
|---|----------|----|-----|
| 90%以上 | 100点～90点 | A | 合格 |
| 80%以上90%未満 | 89点～80点 | B | 合格 |
| 70%以上80%未満 | 79点～70点 | C | 合格 |
| 60%以上70%未満 | 69点～60点 | D | 合格 |
| 60%未満 | 59点～0点 | F | 不合格 |
| 単位認定科目及び他大学等単位互換により単位を修得した科目の成績評価は、P(認定)の評語で表す。 | | | |

(発表)

第6条 試験等の結果は、成績通知表によって発表する。

(追試験等)

第7条 やむを得ない事情によって試験等を受験できなかった者に対して、追試験等を行うことがある。

2 追試験等を受けようとする者は、担当教員の承認を得て追試験願を提出しなければならない。

(再試験等)

第8条 試験等の結果、合格しなかった者に対して再試験等を行うことがある。

- 2 再試験等を受験できる者は、成績通知表等により通知するものとする。
- 3 再試験等においては、70点以上の成績は認定しない。
- 4 再試験等の成績判定は、当該授業科目が行われた学期の次の学期に行う。ただし、再試験等に合格した場合の単位は、当該授業科目が行われた学期の単位として認定する。

(不正行為の措置)

第9条 試験等の際、不正行為の事実が確認された場合、原則として、当該期の共通教育科目の全受験科目を不合格(0点)とする措置をとる。

- 2 前項の不正行為を行った者については、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第60条の規定により当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒することがある。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鹿兒島大学共通教育科目試験実施要領

平成29年4月1日
共通教育センター長裁定

共通教育科目における筆記試験(以下「試験」という。)を適正に行うために、下記要領に従って試験を実施する。

記

1. 学生の不正行為を防止するために、試験室の大きさと受験者数の適正化に努める。
2. 試験監督者数は、補助監督者を含めて1室につき次のとおりとする。

| 受講者数 | 試験監督者数 (補助監督者を含む) |
|-------------|----------------------|
| 50人未満 | 1名 |
| 50人～100人 | 1名以上 |
| 101人以上～150人 | 2名以上 |
| 151人以上 | 3名以上 |

3. 科目担当者は、2の定めから補助監督者が必要な場合は、「鹿兒島大学共通教育科目試験における補助監督者の調整要領」により、共通教育センター(共通教育係)に届け出る。
4. 試験監督者は、試験室の状況にもよるが、少なくとも試験開始10分前には入室する。
5. 試験室の学生の入れ替え、答案の配布・回収等の作業のために、試験時間は下記のように80分間以内とし、休憩時間を20分間とする。

| | | | | |
|-----|-------|---|-------|-------|
| 1時限 | 8:50 | ～ | 10:10 | (80分) |
| 2時限 | 10:30 | ～ | 11:50 | (80分) |
| 3時限 | 12:50 | ～ | 14:10 | (80分) |
| 4時限 | 14:30 | ～ | 15:50 | (80分) |
| 5時限 | 16:10 | ～ | 17:30 | (80分) |

6. 鹿兒島大学共通教育科目試験監督要領は別に定める。
7. その他、必要な事項については、共通教育センター長が定める。

附 則

1. この要領は、平成29年4月1日から実施する。
2. 鹿兒島大学共通教育科目試験実施要領(平成16年4月1日教育センター会議決定)は、廃止する。

鹿兒島大学共通教育科目試験監督要領

平成 29 年 4 月 1 日
共通教育センター長裁定

共通教育科目における筆記試験等(以下「試験」という。)の実施について、試験監督者は、鹿兒島大学共通教育科目試験実施要領(平成29年4月1日共通教育センター長裁定)に定めるもののほか、下記事項に留意し、不正行為の防止に努めるよう厳重に監督しなければならない。なお、授業中に行う小テストについても、この要領に準じて実施するものとする。

記

(試験実施上の注意)

1. 試験開始前

- (1) 受験上の注意
 - ・別紙1を読む。
- (2) 学生証の有無の確認
 - ・学生証を忘れた学生には共通教育係で仮受験票の発行手続きを指示する。
 - ・時間的余裕がない場合は、試験時間中に本人確認する。
- (3) 机上の整理
 - ・試験監督者が許可する参照許可物件(教科書等)があれば板書する。
- (4) 問題用紙・解答用紙の配布
 - ・答案の氏名は不正行為防止のため、できる限りペン書きにさせる。

2. 試験時間中

- (1) 試験開始後20分までは入室を認め、その後の入室・受験は認めない。
- (2) 試験室からの退出は、試験開始25分経過後でなければ認めない。
- (3) 試験時間は、次のとおり80分間以内とし、試験開始・試験終了時刻を繰り下げ・繰り上げを行う場合は、板書等により事前に学生へ通知する。

| | | | | |
|-----|-------|---|-------|-------|
| 1時限 | 8:50 | ～ | 10:10 | (80分) |
| 2時限 | 10:30 | ～ | 11:50 | (80分) |
| 3時限 | 12:50 | ～ | 14:10 | (80分) |
| 4時限 | 14:30 | ～ | 15:50 | (80分) |
| 5時限 | 16:10 | ～ | 17:30 | (80分) |

- (4) 試験中は、適宜、試験室内を巡回し、挙動不審者については、注意を与える。

3. 試験終了後

- (1) 答案は、白紙・無回答であっても氏名を記入させた上で回収し、受験人数と回収し

た答案用紙枚数が一致するよう確認する。

- (2) 試験室を使う試験監督者のために、使用した機器類の整理及び黒板等を掃除して退室する。

(不正行為への対処)

1. 試験監督者は、以下のような不正行為を確認した場合には、適切に対処する。

- (1) 代理受験(筆記試験、実技)
- ・学生証の写真等で代理者が受験していることを発見した場合、直ちに代理者の氏名、所属、連絡先その他必要事項を答案用紙(実技の場合は、任意の用紙)に記述させた後、答案用紙を回収して待機(実技を中止)させる。
- (2) カンニング・ペーパーの使用など
- ・カンニング・ペーパー(試験に関する内容が記載されたメモ、予習復習に使用する単語帳、教科書等)を見て答案用紙に書き写している場合(所持又は手の届く場所に置いている場合を含む。)、直ちにカンニング・ペーパーと答案用紙を回収して待機させる。
- (3) 答案用紙の交換
- ・二人以上の学生が、答案用紙を交換しているのを発見した場合、交換の事実を確認し、それぞれの答案用紙に不正行為の事実を記述させた後、答案用紙を回収して当該学生を待機させる。
- (4) 携帯電話・スマートフォン・電子辞書等(以下、「情報端末」という。)を使用し
ての情報交換や情報検索
- ・現場の事実確認を行い、情報端末の任意提出を求める。また、答案用紙に不正行為の事実を記述させた後、答案用紙を回収して当該学生を待機させる。なお、情報端末の履歴の確認については、試験終了後に本人立会いのもと共通教育係で行うため、履歴の確認を認める承諾書を提出する手続きを共通教育係にて行うように指導する。
- (5) 試験妨害(迷惑行為)
- ・試験監督者が注意したにも関わらず、周囲の学生に迷惑を掛けるような行動や私語を繰り返す場合、直ちに答案用紙を回収して、学籍番号・氏名・所属を確認の上、当該学生を退室させ、共通教育係で待機するよう指示する。ただし、この措置に関しては、周囲の学生に経緯・状況を証言してもらうよう依頼しておく。
- (6) 答案の盗み見(書写)など
- ・周囲の人の答案を盗み見して書き写しているところを発見した場合、両者の答案が酷似していることを確認の上、本人に注意し、不正行為を認めた場合は答案用紙に書き写した箇所を明示させ、不正行為の事実を答案用紙に記入させた後、答案用紙を回収して待機させる。もし、認めない場合は、関係学生の氏名を控えた後、席を変えるなどして不正行為の防止に努める。
- (7) レポートの代筆・作品の代作
- ・双方のレポート(作品)の類似性など証明できる証拠などを確保(回収)する。
- (8) レポートの盗用、作品の盗作
- ・双方のレポート(作品)の類似性など証明できる証拠などを確保(回収)する。
- (9) その他不正行為を発見した場合、上記対処に準じて証拠などを確保する。

2. 上記の不正行為を発見した試験監督者は、試験終了後、直ちに不正行為者を共通教育係に同行し、答案用紙・カンニングペーパー等の証拠物件を共通教育課職員に引き渡して手続きに立ち会う。
3. 試験監督者は、不正行為の事実が確認された場合は速やかに不正行為報告書を作成し、共通教育係へ提出する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育科目試験監督要領（平成16年 4 月 1 日教育センター会議決定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 23 日から実施する。

別紙1 受験上の注意

試験の開始にあたり、学生に対して以下の注意事項を周知徹底していただくようお願いいたします。

1. 座席
 - ・前から詰めて机の両側（通路側）に座って下さい。
2. 学生証
 - ・学生証または仮受験票を通路側の机の上に置いて下さい。
3. 机上の整理
 - ・筆記用具及び試験監督者が許可するもの以外はすべてカバンの中にしまってください。
 - ・携帯電話・スマートフォン・電子辞書などの情報検索が可能な機器を使用することはできません。電源を切ってカバンの中にしまってください。時計としても使用できません。
4. 不正行為の防止
 - ・これより試験を実施しますが、カンニング等の不正行為をしないよう自覚をもって試験に臨んでください。
 - ・スマートフォン・電子辞書などの情報検索が可能な機器や許可されていないものを参照した場合は不正行為として処分されます。
 - ・もし不正行為を行った場合は、この学期のすべての科目が無効となり単位は認定されません。また、懲戒処分を受けることとなります。
5. 解答用紙の配布
 - ・解答用紙の氏名はペンで記入してください。

※小テストは、1、2の読み上げを不要とすることができる。

鹿児島大学共通教育科目試験における補助監督者の調整要領

令和元年6月19日
共通教育センター長裁定

この要領は、鹿児島大学共通教育科目試験実施要領(平成29年4月1日共通教育センター長裁定)第7に基づき、共通教育科目の科目担当者が期末試験(授業期間中に実施する1単位科目の期末試験を含む。)の補助監督者を必要とする場合の取扱いについて下記のとおり定める。

記

1 補助監督者の割当の決定

科目担当者からの届出により必要と認める場合は補助監督者を割り当てる。補助監督者を必要とする科目及び必要人数については、期末試験アンケートの結果を参考とする。

なお、別室受験については、試験監督者の代わりに補助監督者を割り当てるものとする。

2 共通教育センターと各学部の負担割合

- (1) 共通教育センター及び各学部の補助監督者数の負担割合は、必要な補助監督者数全体の8分の3を共通教育センターで、それ以外は各学部で入学定員により按分する。ただし、端数を生じた場合は、共通教育センターに算入する。
- (2) 各学部の入学定員により按分した際の端数は、後期期末試験において調整する。調整は、後期期末試験分を含めた当該年度の補助監督者総数を基に各学部の入学定員による按分を行った人数から当該年度に既に割り当てた人数を差し引いた人数とする。

3 補助監督者の推薦依頼

共通教育センター長は、第1号及び前号により決定した各学部の補助監督者について、各学部長に推薦依頼する。

また、学部から推薦された補助監督者がやむを得ずその職務を遂行できなくなった場合は、当該学部へ代理の者を選出するよう依頼する。

4 その他

期末試験アンケートの回答期限を過ぎてからの補助監督者の割当ては、原則として行わない。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月19日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育科目試験における補助監督者の調整要領(平成29年4月1日共通教育センター長裁定)は、廃止する。

○鹿児島大学共通教育科目試験等における不正行為の取扱いについて

平成29年4月1日
 共通教育センター運営委員会決定
 令和2年1月23日一部改正
 令和5年12月15日一部改正
 令和6年1月19日一部改正
 令和6年4月1日実施

第1 この取扱いは、鹿児島大学共通教育科目試験等規則(平成16年規則第142号)第9条の不正行為の措置について、必要な事項を定めるものとする。

第2 期末試験、小テスト、レポート、実技及び作品等(以下「試験等」という。)の不正行為は、次に掲げる行為とし、不正行為の事実が確認された場合、原則として当該期の全受験科目を不合格(0点)とする措置をとる。

ア 代理受験(筆記試験、実技)を行うこと。

- ・履修学生の措置だけでなく、代理受験者も措置する。

イ カンニング・ペーパー(試験に関する内容が記載されたメモ、予習復習に使用する単語帳、教科書等)を使用すること又は所持若しくは手の届く場所に置くこと。

ウ 答案用紙の交換を行うこと。

- ・措置は当該の複数人に対して行う。

エ 携帯電話、スマートフォン等の通信機器若しくは電子辞書等の情報検索が可能な機器を使用しての情報交換(情報検索)を行うこと又は所持若しくは手の届く場所に置くこと。

- ・情報交換については、対象者が特定できた場合には、両者とも措置する。

オ 試験妨害(迷惑行為)を行うこと。

カ 答案の盗み見(書写)を行うこと。

- ・試験監督者が現認し、双方の答案用紙の類似性など証明できる証拠がある場合に限る。

キ レポートの代筆・作品の代作を行うこと。

- ・双方のレポート(作品)の類似性など証明できる証拠がある場合に限る。
- ・レポート提出者の措置だけでなく、レポート代筆者も同様の措置をとる。

ク レポートの盗用(剽窃を含む)、作品の盗作を行うこと。

- ・双方のレポート(作品)の類似性など証明できる証拠がある場合に限る。

ケ その他公正な試験等を害すると認められる行為を行うこと。

○鹿児島大学共通教育科目における試験時の不正行為に関する調査委員会設置要項

平成29年4月1日

共通教育センター長裁定

この要項は、共通教育の試験等に関し不正行為が生じた際に、共通教育科目における試験時の不正行為に関する調査委員会(以下、「調査委員会」という。)を置くとともに、調査委員会に必要な事項を定める。

第1 不正行為の手続き

- (1) 共通教育係は、当該学生に対して事実の有無を確認し、今後の手続きについて説明する。
- (2) 共通教育係は、不正行為の概要について、共通教育センター長に口頭で報告する。
- (3) 共通教育係は、当該学生の所属学部担当係に不正行為の概要を口頭で報告する。

第2 調査委員会

- (1) 共通教育センター長は、不正行為の報告を受け、調査委員会を設置する。
- (2) 調査委員会委員は、共通教育センター教務委員長(以下「教務委員長」という。)、共通教育センター教務委員会が選出する教務委員2名及び当該学生の所属学部長が指名する者1名とし、委員長は教務委員長が務める。
- (3) 調査委員会は、試験監督者及び当該学生から事情聴取を行い、事実確認を行う。
- (4) 調査委員会は、当該学生に弁明の機会を与える。
- (5) 調査委員会は、措置案を検討し、調査報告書を作成する。
- (6) 委員長は、共通教育センター長に調査結果を報告する。
- (7) 委員長は、当該学生が所属する学部長に調査結果を報告する。

第3 措置

- (1) 調査委員会において確認された不正行為に対する措置は、鹿児島大学共通教育科目試験等規則(平成16年規則142号)第9条及び鹿児島大学共通教育科目試験等における不正行為の取扱いについて(平成29年4月1日共通教育センター運営委員会決定)に基づき、次期履修申請時まで、共通教育センター運営委員会及び共通教育委員会で審議の上、教育担当理事が決定する。
- (2) 教育担当理事は、当該学生が所属する学部長に措置の決定を文書で通知する。

第4 手続期間

上記第2までの手続は、当該不正行為の発生後、速やかに完了するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育科目における試験時の不正行為に関する調査委員会設置要項(平成28年3月25日教育センター長制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、令和2年1月23日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から実施する。